

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年 5月21日 (火) 午前10時00分

場 所 津市河芸庁舎 3階 防災本部室

出席部会委員 1 池田 長義・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次

以上16名

欠 席 委 員 2 太田 義政

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平副主幹

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 9 大田 武士・22 中林 長一

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (賃貸借権)

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (使用貸借)

報告第7号 買受適格証明願 (競売) について

報告第8号 農業生産法人の新規登録について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第5回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席は1名、出席委員は16名でいたします。</p> <p>それでは、議事録署名者を私の方から指名をさせていただきます。</p> <p>9番 大田 武士委員、22番 中林 長一委員よろしく申し上げます。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号まで、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から6まで、件数は6件、合計面積23,848㎡で、すべてが田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。</p> <p>次に3ページから5ページをお願いします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は6件、合計面積は35,861.30㎡でございます。</p> <p>いずれの案件もあっせん等の希望はございません。</p> <p>次に6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p>

番号1は、長屋住宅用地、番号2から4は、一般個人住宅用地でございます。
以上件数は4件、合計面積は2,352㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。番号1は、ゴミ集積所用地、番号2は、駐車場用地、番号3は、建売分譲住宅用地、番号4は、結婚式場用地、番号5は、車両・資材置場用地、番号6は、就労作業所用地、番号7は、福祉施設用地、番号8は、一般個人住宅用地でございます。

以上件数は8件、合計面積は3,534㎡でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 店舗用地の1件で、面積は42㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1は、駐車場用地、番号2は、一般個人住宅用地、この2件で、合計面積は655㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1は、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。

これにつきましては、共同住宅駐車場用地として取得しようとするもので、市街化区域内農地のため、農地法第5条第1項第6号の届出も同時に出ております。

以上件数は1件、合計面積は1,480㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第8号 農業生産法人の新規登録について、でございます。

番号1、法人名 農事組合法人 _____、主たる耕作物 水稻・小麦、耕作面積 田 4.6haです。

組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書、12ページから14ページのほうをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受け人 _____、面積8,666㎡、渡し人 _____、面積8,666㎡、申請地 栗真町屋町蒲池_____、台帳地目 田、現況地

目 畑、面積21㎡ 外14件で、合計面積8,666㎡です。

これにつきましては、同居する子供への生前部分贈与になります。

番号2、地区 一身田、受け人 _____、面積4,520㎡、渡し人 _____、面積2,029㎡、申請地 一身田中野南五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積532㎡ 外2筆で合計1,790㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 一身田、受け人 _____、面積4,459㎡、渡し人 _____、面積1,411㎡、申請地 一身田豊野れノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,083㎡ 外1筆で合計1,332㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 安東、受け人 _____、面積5,984㎡、渡し人 _____ 外1名、面積5,984㎡、申請地 安東町西裏 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,629㎡ 外4筆で合計5,102㎡です。

これにつきましては、同居する子供への生前部分贈与になります。

番号5 地区 高野尾、受け人 _____、面積4,740㎡、渡し人 _____、面積10,734㎡、申請地 高野尾町西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積621㎡ 外1筆で合計874㎡です。

これにつきましては、受人は、営農の拡大のため、渡人に申請地の譲渡を要望したものです。

番号6、地区 上野、受け人 _____、面積7,993㎡、渡し人 _____、面積168㎡、申請地 河芸町西千里風ヶ坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積168㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 上野、受け人 _____、面積64,056㎡、渡し人 _____、面積2,622㎡、申請地 河芸町東千里中尾崎 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積653㎡ 外1筆で合計2,622㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区 安濃、受け人 _____、面積34,337㎡、渡し人 _____、面積13,277㎡、申請地 安濃町安濃櫻垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,022㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号9、地区 安濃、受け人 _____、面積9,974㎡、渡し人 _____、面積13,277㎡、申請地 安濃町安濃櫻垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,060㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号10、地区 安濃、受け人 _____、面積14,559㎡、渡し人 _____、面積13,277㎡、申請地 安濃町安濃西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積668㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足の渡人から申請地を譲

り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号11、地区 明合、受け人 _____、面積16,294㎡、渡し人 _____、申請地 安濃町野口下合野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積96㎡です。

これにつきましては、受人は、国有地である申請地を国から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は11件、合計面積は27,400㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

本日欠席の議席番号2番の太田委員から番号4 _____さんの件について何ら問題ないとの連絡を受けております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
1番、栗真。

青木委員 5番 青木です。事務局の説明通りで何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 2番、3番、一身田。

青木委員 2番、3番、同じく事務局の説明通りで問題ありません。

議 長 安東地区の件については、事務局の説明がありました通り、何ら問題なかろうということでございますのでよろしくお願いいたします。
5番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。この案件は受人が遠方ということですが、耕作するというので何ら問題ないことで、よろしくお願いいたします。

議 長 6番、7番、上野。

前田委員 14番 前田です。事務局の説明通りで、問題ございません。

議 長 8番、9番、10番、安濃。

中林委員 22番 中林です。8番、9番、10番の3件につきましては、譲渡人 _____さんは高齢で耕作が不能になりましたので、同集落内の3名共に同じ集落内の方でございますので、それぞれの人に譲り渡す案件でございます、問題はございません。

議 長 11番、明合。

中林委員 明合の _____ の件でございますが、これは国有地でわずか96㎡ですけれ

ども、_____から払い下げを受けようとするものでございますので何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定をいたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 豊津、申請者 _____、申請地 河芸町一色八雲_____、
台帳地目 田、現況地目 畑、面積347㎡。

これにつきましては、農家の一般個人住宅用地とするものです。

番号2、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町三行大門_____、
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積185㎡です。

これにつきましては、20年ほど前から資材置場として利用しており、このほど駐車場として利用したい旨の申請がありました。始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

番号3、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生八幡_____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積69㎡。

これにつきましては、昭和60年ごろ、周辺が山林のため植林したもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

番号4、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生鳴瀧_____、
台帳地目 田、現況地目 山林、面積519㎡ 外3筆で合計面積3,604㎡です。

これにつきましては、昭和60年ごろ、周辺が山林で獣害がひどかったため植林したもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

以上件数は4件、合計面積は4,205㎡でございます。

いずれの案件も農地区分は第2種農地と判断され、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい。事務局の説明があった通りでございます。それでは地元委員さんの意見を伺います。よろしくお願いいたします。1番、豊津。

丹羽委員 13番 丹羽です。何ら問題ありません。

2番、黒田地区についても、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長	3番、4番、草生。
平井委員	はい。23番 平井です。まず番号3でございます。5月17日に現地確認を行いました。もうすでに植林されておりまして、道路に接しておりませんので、やむを得ないと考えますのでよろしくお願いいたします。 次に番号4でございます。これも事務局の説明通り、5月17日に会長、部会長と現地確認を行いました。事務局の説明通り、既に昭和60年頃に植林されておりまして、やむを得ないと考えますのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい。ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。 皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定をいたします。 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは16ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 白塚、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積360㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 この案件につきましては農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい。ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。 1番、白塚。
青木委員	5番 青木です。11日に津北方面の委員の立会いのもと現地確認をしていただきましたが、何ら問題ないということですのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定い

たします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里睦合町北石橋_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積991㎡外4筆で合計5,845㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と賃貸借契約を締結し、太陽光発電設備用地として使用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 豊津、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積322㎡このうち104㎡外1筆で合計450㎡になります。

これにつきましては、借り人は、貸し人と賃貸借契約を締結し、事務所及び資材置場用地として一時転用するものです。なお、転用の期間は、26年6月30日までとなっております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、借り人 _____、貸し人 _____ 外1名、申請地 河芸町北黒田柳本_____、台帳地目・現況地目とも田、面積8,18㎡外1筆で合計316,18㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と賃貸借契約を締結し、店舗用地として利用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上案件は3件、合計面積6618,18㎡になります。

いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

1番、大里。

伊藤委員

大里でございます。先日会長ならびに事務局で現地を確認して、これなら良いとのことですのでよろしくをお願いいたします。

議長

2番、豊津。

丹羽委員

13番 丹羽です。県事業の_____の現場事務所と資材置き場用地ということで期間限定で借りるということでございます。何ら問題ありません。

それから3番、黒田。これは店舗を建てるということで、これも問題ないと思います。以上、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言が

ございました。
皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。
それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区 黒田、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町北黒田御絵堂_____、台帳地目・現況地目とも田、面積499㎡です。
これにつきましては、長女である借り人が、貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地に農家分家の一般個人住宅を建築しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町椋本千手_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡。
これにつきましては、借り人が、貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地に一般個人住宅を建築しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上件数は2件、合計面積は918㎡でございます。
いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい。分かりました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。借り人、貸し人も住所は同じ、親子ということでよろしいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

議長 2番、椋本。

田中委員 16番 田中です。現地確認に行つてまいりました。親子関係でございまして、地元の椋本の委員さんからもよろしくご報告を願いたいということでございまして、何ら問題もございません。よろしく申し上げます。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。
皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区高茶屋、願出者_____、申請地 高茶屋4丁目_____、台帳地目畑、現況地目宅地、面積99㎡外1筆で、合計103.95㎡になります。</p> <p>これにつきましては、居宅兼店舗として、昭和42年12月1日新築の不動産登記がなされておりますことから、20年が経過していると確認されます。</p> <p>津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員さんからの意見を伺います。1番、高茶屋。</p>
奥山委員	<p>10番、奥山です。現地確認をさせてもらいました。申請通り間違いのないと思います。</p>
議 長	<p>はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。</p> <p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。</p> <p>次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>各地区別に、一番下の合計欄のほうでご説明させていただきます。</p> <p>津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせ42,191㎡、畑の使用貸借1,541㎡で、契約件数は23件でございます。</p> <p>次の河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせ19,829㎡、畑の使用貸借708㎡で、契約件数は5件でございます。</p> <p>次に安濃地区につきましては、田の賃貸借23,488㎡、契約件数は10件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ21,755㎡、畑</p>

の賃貸借852㎡で、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借6,819㎡、畑の賃貸借138㎡で、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて114,082㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて3,239㎡、合計契約件数は50件、合計面積は117,321㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。契約件数が23件、合計面積は61,151㎡です。

地区別の認定農業者への集積は、津地区8件、安濃地区10件、芸濃地区5件でございます。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条による決定について、皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第5回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年5月21日

議長

出席委員

出席委員